

令和4年

第6回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年6月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第6回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第6回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年6月29日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄	7番 羽 田 正 栄
8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司	10番 伊 藤 剛 栄
11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男	14番 青 木 等
15番 蕪 木 緑		

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員 4番 中 村 孝 幸 13番 松 崎 学

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一
主幹	山崎 一之

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案) について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年6月定例総会を開会いたします。</p> <p>この度、改選となりますので、現農業委員、推進委員のみなさんの最後の総会となるかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は19名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員はございません。</p> <p>推進委員の欠席は、4番 中村推進委員、13番 松崎推進委員 の2名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>3番 上松委員、5番 皆川委員、6番 見尾田委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、3番 上松委員、5番 皆川委員、6番 見尾田委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、斎藤係長、野崎係長、山崎主幹、であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>斎藤係長、お願いします。</p>
事務局 (斎藤)	<p>報告第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。</p> <p>令和4年5月31日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等25件、154筆、124,449.99㎡について、報告します。</p> <p>配分は22件、移転は3件となっております。</p> <p>はじめに、配分については、議案書の1ページ1番から18ページ22番までとなります。</p> <p>土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。</p> <p>令和4年7月29日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年7月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。</p> <p>続きまして、配分の移転については、18ページ23番から25番までとなります。</p> <p>移転後の開始は、令和4年7月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。</p>

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 野崎係長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
（野崎）

議案書の19ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転が2件、15筆、合計面積が6,612.73㎡です。
受付番号9番、保田字中道、地目、台帳・現況がともに田、地積18㎡、これを含めまして合計3筆で1,251㎡です。
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で800,000円の売買です。
受付番号10番、堀越字片田、地目、台帳・現況ともに田、地積1,157㎡、これを含めまして合計12筆で5,361.73㎡です。
譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。
契約の内容は、贈与による所有権移転です。
以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。
最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。
また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。
次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。
下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。
以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局（野崎） 21ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号9番、所有権移転による永久転用です。
譲受人・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が中潟字金次郎浦、地目、台帳・現況ともに畑、地積が157㎡です。
転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間は、令和4年7月1日から令和4年10月20日まで。
農地区分につきましては、申請地は中潟集落の住宅が連たんしている区域の農地であり、第3種農地と判断いたしました。
許可基準は、許可可能であります。
転用事由は、申請者は現在、当該地に隣接する実家で生活していますが、部屋数も少なく手狭になったため、父の所有する当該地に、使用貸借権を設定し個人住宅を建築するものです。
なお、不要の農家用物置を取り壊し、申請者の住宅を建てる際に、転用許可を受けていない事実が判明した始末書付きの案件です。
場所につきましては、22・23ページ的位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、中潟集落を西側から入って直ぐの場所に位置する土地です。
24ページには、更正図に申請地として濃く塗りつぶして表示しております。
25ページは平面図です。
26ページは土地利用計画図と排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は浸透枳に流す計画です。
次に、27ページになります。
受付番号10番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が緑町、地目、台帳・現況ともに田、地積が101㎡です。
転用目的は住宅敷地の拡張、駐車場及び雪捨て場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和4年7月20日から令和4年8月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は隣接する1374番6に居宅があり、当該地を日中の自家用車及び来客用の駐車場スペースとして活用、そして雪捨て場として拡張する計画です。

場所につきましては、28・29ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、水原地区、水原駅からあがの市民病院の手前で右折し、500mほど進んだ場所になります。緑町・若葉町・稲荷町の境に位置しております。

30ページの更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

31ページに土地利用計画図と排水計画図を掲載しております。

次に、32ページになります。

受付番号12番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字駒込、地目、台帳が田、現況畑、地積145㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和4年7月1日から令和4年11月20日まで、農地区分につきましては、高速自動車道安田インターチェンジの出入口から300m以内に位置しておりますので、第3種農地となります。

転用事由について、申請者は現在アパートに居住していますが、申請地と山林である隣地の2755番3、44㎡をあわせて、実家の隣に個人住宅を建築するものです。

場所につきましては、33・34ページの位置図・案内図をご覧ください。

35ページは更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

36・37ページは平面図・立面図です。

38ページは土地利用計画図・排水計画図です。ここで地番の訂正をお願いします。38ページ、車の絵が表記されている部分のところにある地番の枝番を、2になっていますが3に書き換えていただきたいと思っております。その左側にある地番の枝番が1になっていると思っておりますが、これを2に変更していただきたいと思っております。そこを直すことにより、35ページの更正図と枝番がそろうかたちになるのでよろしく申し上げます。

雨水は浸透枡へ接続する計画です。駐車場と居宅脇の細い道に上水道・下水道が配管されており、公共下水道は隣地2756番5にある親世帯の公共枡に接続することで上下水道局に確認済みであります。

以上、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

9番案件について、16番 大堀委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員（大堀）

16番 大堀です。

6月24日に、私と柳さん、小林さんの委員3人、あと皆川農地部長さんと職員の方2名で行ってまいりました。私が担当した中潟の住宅建設でございますが、24ページを見ていただくと真ん中に623の2ここに住宅を建てる予定でしたが、実はここに前は小屋がひとつ建っておりまして、これを壊して、この後に建てるわけですけれども、この場所だけが農地となっております。前に建てたときに地目変更がされておりましたので、始末書付きというようなことでもございました。住宅を建てるには、これが解決すれば問題がないわけであります。雨水に関しては前に道路がありますので、そちらの下水に流れるということで、何ら問題はないと見てまいりました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、10番案件について、15番 柳委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番 柳です。この緑町の場所につきましては、相当前なんでしょうか、宅造計画で造成された区域ということで、当時の未売といいますか、構造物を造らないままですと、水田や畑など農地のままで表示されているわけですが、これがこのたびそういう売却のかたちでできた段階で、現場も盛土がされており、必然的に他の人の農地やら、隣に被害をあたえるということは全くないという状況であり、この開発という格好で、駐車場やらというかたちで、これから造成されるというかたちで、全く支障ないということで、みなさんと見てきたわけであります。

よろしくをお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、12番案件について、17番 小林委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

17番 小林です。12番案件について申し上げます。大堀委員の方から、現地調査員の詳細についてはお話がありまして、当日現地調査を行ってまいりました。事務局の説明のとおり、現地は隣、今回譲り受ける場所に関しては、母屋が前の方にありまして、すでに埋まった状態で、草が生えているような状態です。住宅を建てるにあたって何ら問題はないと見てまいりましたし、むしろ、ああいう一角に早くそういった物件が建った方が、むしろ周りの隣接に対しても環境的にもよいのではないかと見てまいりましたけれども、みなさんの慎重なるご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小嶋）

現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
 したがって、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
 ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤係長 —

議長 (小嶋) 続きまして、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 斎藤係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
 全体の受付状況を申し上げます。
 今月の受付状況は、所有権移転1件、1筆、2,010㎡、賃貸借権設定6件、17筆、23,249㎡、使用貸借権設定1件、1筆、59㎡です。
 最初に所有権移転の案件です。
 39ページをご覧ください。
 譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。
 なお、譲受人は、認定農業者です。
 また、台帳・現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。
 それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。
 1番、堤字土居下、2,010㎡、総額1,005,000円の売買です。
 次に、賃貸借権設定の案件です。
 なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。
 40ページをご覧下さい。
 1番、次郎丸字片田外4筆、4,240㎡、10a当り17,000円。
 2番、山倉外5筆、16,422㎡、10a当り23,000円。
 41ページ、4番、小浮字前島外1筆、795㎡、10a当り5,000円。
 5番、小浮字前島、548㎡、10a当り5,000円。
 7番、小浮字前島外2筆、932㎡、10a当り5,000円。
 9番、小浮字前島、312㎡、10a当り5,000円。
 続きまして、42ページ、使用貸借権の設定の案件ですが、更新案件でありますので説明を省略させていただきます。
 以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、農作業に、常時従事すると認められること、利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（ 「なし」の声 ）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（ 「異議なし」の声 ）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 宮嶋事務局長 —

議長（小嶋）

続きまして、日程第7 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

宮嶋局長、お願いします。

事務局
（宮嶋）

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、説明いたします。

議案書は本日配布させていただきました別冊となっております。一緒にお配りしました修正箇所対照表とあわせてご覧いただきたいと思っております。

このたびの案件につきましては、4月の総会で原案としてお示しし、ご承認をいただいたものであります。その後、パブリックコメントや関係団体への意見照会を行い、このたび最終案としてご審議いただくため上程させていただきましたものであります。

なお、パブリックコメントや関係団体への意見照会では、特に意見はありませんでしたので、活動内容や評価内容について変更はありませんが、農林業センサスに基づく数値に最新の調査結果を反映させるため、議案書1ページの「農業委員会の状況」にあります「経営耕地面積」や「農家数」などの数値に修正を加えたものであります。

活動内容や評価内容につきましては、4月の総会で説明をさせていただいたとおりであり、変更はありませんので、今回は説明を省略させていただきましたと思っております。

以上で説明を終わります。
よろしくお願ひいたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
（案）について、ご質疑がございましたらお願ひいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動
の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございま
せんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活
動の点検・評価（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしま
した。
以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

－ 13時59分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年6月29日

議事録署名委員 3番 ⑩

議事録署名委員 5番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議 長
農業委員会長 ⑩